

松江市告示第 40 号

松江市出産育児応援特別給付金事業実施要綱（令和 2 年松江市告示第 499 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 1 月 22 日

松江市長 松 浦 正 敬

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(支給対象児)</p> <p>第 2 条 給付金の対象となる子ども(以下「支給対象児」という。)は、令和 2 年 4 月 28 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に出生し、<u>かつ</u></p> <p>_____、<u>当該出生の日</u>から第 5 条の規定により支給申請を行う日(以下「支給申請日」という。)まで継続して本市の住民基本台帳に記録されている者とする。</p> <p>(支給対象者)</p> <p>第 3 条 給付金の支給を受けることができる者(以下「支給対象者」という。)は、支給対象児の保護者(児童福祉法(<u>昭和 22 年法律第 164 号</u>)第 6 条に規定する保護者をいう。)であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(支給申請)</p>	<p>(支給対象児)</p> <p>第 2 条 給付金の対象となる子ども(以下「支給対象児」という。)は、令和 2 年 4 月 28 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に出生した<u>乳児(児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 4 条第 1 項第 1 号に規定する乳児をいう。)</u>であって、<u>出生</u> _____ から第 5 条の規定により支給申請を行う日(以下「支給申請日」という。)まで継続して本市の住民基本台帳に記録されている者とする。</p> <p>(支給対象者)</p> <p>第 3 条 給付金の支給を受けることができる者(以下「支給対象者」という。)は、支給対象児の保護者(児童福祉法 _____ 第 6 条に規定する保護者をいう。)であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(支給申請)</p>

第 5 条 給付金の支給を受けようとする者  
(以下「申請者」という。)は、令和 3 年 5 月 14 日までに所定の支給申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める者については、6 月 30 日までの間において市長が定める日までに提出すれば足りる。

第 5 条 給付金の支給を受けようとする者  
(以下「申請者」という。)は、令和 3 年 3 月 31 日までに所定の支給申請書を市長に提出しなければならない。

附 則

この告示は、令和 3 年 1 月 22 日から施行する。